

## 浜松市介護保険サービス提供に係る事故報告等要領

浜松市内に所在する指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定介護予防支援事業所、指定介護予防訪問サービス事業所、指定生活支援訪問サービス事業所又は指定介護予防通所サービス事業所(以下「事業所」という。)において、サービスの提供等により事故が発生した場合の報告は、法令等で定めるほか、この要領に定めるところとする。

### 1 報告すべき事故

次のいずれかの事故に該当する場合は必ず報告するものとし、それ以外の事故については、浜松市の指示に従うものとする。

#### (1) 死亡事故

#### (2) 事故発生後、利用者又は入所者(以下「利用者」という。)が医師の診察を受け、通院又は入院を要することとなった事故

なお、介護保険施設(併設事業所を含む。)については、次の場合を含む。

- 介護老人福祉施設の配置医師による診察
- 介護老人保健施設の医師による診察
- 介護療養型医療施設の医師による診察
- 介護医療院の医師による診察

#### (3) 医師の診察の有無に関わらず、利用者の親族等から疑義が生じる可能性のある事故

### 2 事故件数の報告方法

#### (1) 事業所

1に該当する事故が発生した場合、事故報告様式により、事故発生後速やかに(概ね5日以内)浜松市介護保険課又は事業所が所在する区の長寿保険課に報告する。

なお、報告はメール、FAX、郵送又は窓口への持参によるものとする。

また、保険者と事業所所在地の市町が異なる場合には、当該市町に対しても、当該市町が定める方法にて報告する。

#### (2) 浜松市

事業所から報告を受けた事故のうち、1(1)及び(2)に該当する事故について、次により静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課(以下「県」という。)に報告する。

- ① 報告は、県が定める様式により行うものとする。
- ② 県に対し、1月、4月、7月、10月の各月の10日までに前3か月の状況を報告するものとする。

### 3 事故調査

(1) 浜松市は、2(1)により、事業所から死亡事故に係る報告があった場合には、必要に応じて、事業所において、事故の状況、当該事故に対する事業所の対応、事業所が講じた事故防止対策等について調査を行うものとする。

(2) 浜松市は、(1)のほか、事業所から報告があった事故のうち、特に必要と認められるものについて、事業所において、事故の状況、当該事故に対する事業所の対応、事業所が講じた事故防止対策等について調査を行うものとする。

この要領は、令和3年9月15日から施行する。